

入札監理小委員会における審議の結果報告 労災特別介護援護事業の契約変更(案)

厚生労働省の「労災特別介護援護事業」について契約変更の必要が生じたことを受け、入札監理小委員会において審議を行ったので、その主な結果を以下のとおり報告する。

1. 契約変更の内容について

入札監理小委員会は、下記内容の契約変更について厚生労働省から報告を受け、当該変更が法令改正によるものであること及び本事業内容の本質的変更にあたるものではないことから、問題がないと判断した。

労働者災害補償保険法施行規則及び炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、全8か所における本事業の各委託契約書別添6「労災特別介護施設入居費一覧」の介護費の額を次のように変更する（参考資料 通し3頁参照）。

- (1) 常時介護を要する状態にある者 104,570円（現行104,290円）
- (2) 随時介護を要する状態にある者 52,290円（現行52,150円）

2. 本審議後、本契約変更と同様の事由により契約変更の必要が生じた場合の対応について

- (1) 今後新たに労働者災害補償保険法・同法施行規則が改正されることで介護（補償）給付等の最高限度額に変更が生じた場合、これに伴う介護費額の変更については、本監理委員会審議をもって、あらかじめ包括的に監理委員会の議を経たものとするので、新たな審議を要しない扱いとしたい。
- (2) また、次期事業に係る実施要項（案）審議に当たっては、あらかじめ上記（1）の事項を実施要項中に定めることを当然の条件とするとともに、次期事業に係る委託契約においても、介護費額について、契約中に具体的な金額を定めず、「労働者災害補償保険法の介護（補償）給付の最高限度額と同額」と規定することにより、介護費額変更の都度、契約変更手続及びこれに係る監理委員会審議を実施することを不要としたい。

以上